

【令和5年第5回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和5年12月14日 健康福祉委員長 各務 雅彦

○「議案第167号 川崎市血液対策センター条例を廃止する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 川崎市血液対策センターの設置場所及び職員について

条例で規定された場所に当センターが設置されているものの、当センター専任の職員はおらず、業務については健康福祉局医事・薬事担当が担っている。

* 本条例廃止に至る背景について

昭和45年に設置した当センターの業務は、紙媒体での普及啓発を中心としていたが、昨今のIT技術の進歩により現在ではインターネットやSNS等の電子媒体に啓発手段が代わり、場所を維持する必要がなくなった。条例でセンターの設置場所を規定しており、本庁舎への移転に伴い条文を改正する必要があったことから、これを契機としセンターの位置づけを検討した結果、廃止することとした。

* 本条例廃止に伴う事業への影響について

当センターの主な事務は、血液対策事業計画の策定、献血思想の普及啓発、神奈川県赤十字血液センター等との連携であり、センターという場所は廃止するものの、職員は兼務で事業の引き継ぎも支障なく、本条例廃止に伴う事業への影響はないものと考えている。

《意見》

* 滞りなく事業を引き継いでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第168号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例の改正内容について

出産被保険者に課す保険料の賦課額から、出産予定月の前月から4か月の期間（双子などの多胎妊娠の場合は6か月）に相当する所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

* 出産被保険者対象期間の設定根拠について

既に被用者保険で同様の制度があり、出産前6週間及び出産後8週間は当該出産被保険者が就業活動に従事できない期間であるという考えの下で期間設定されている。

* 対象者数の見込み及び市内出生者数との乖離について

市内国民健康保険加入者は23万人程度であり、そのうち令和4年度の出生者数が730人程度であることから、対象者数を年間800人程度と見込んでいる。

* 対象者への周知時期について

本条例の施行日は令和6年1月1日であるが、事前周知は実施していない状況である。現在、関係局と調整中であるが、母子健康手帳の発行時にお知らせする等、対象者に確実に情報が届くように周知方法を検討していく。

*** 対象者による届出の必要性及び届出忘れへの対応について**

制度上は、減額適用には対象者による届出が必要であるが、対象者のうち、出産育児一時金対象者で本制度の届出のない世帯については、職権で適用する。また、遡及適用も可能となっており、事後の申請に対しても遡及して減額し、支払済額は還付する対応を取る。

*** 本制度の財源内訳について**

本制度の財源は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなる。

《意見》

* 適用開始まで日がないためスピード感を持って、ホームページや子育てアプリなど様々な手段で周知してほしい。

* 手続きが煩雑であるので簡便化してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第176号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 現状の紹介状のない初診患者数について**

紹介状のない初診患者数は1日当たり約8人、初診患者に占める割合で紹介状のない患者数は21パーセントとなっている。

*** 紹介・逆紹介の仕組みを周知する取組について**

市政だよりや市ホームページへの掲載等で市民へ広く周知するとともに、地域の医療機関にもお知らせしていく予定である。

*** 加算料徴収による経営上の影響について**

紹介受診重点医療機関となることで、入院初日に8,000円相当（3割負担の場合は2,400円相当）の収入があるため、病院経営の収支上はプラスとなるものである。一方、紹介状を持たない患者数は減ってくるものと考えており、紹介患者をいかに獲得するか地域医療連携強化に取り組んでいく必要があると認識している。

*** 徴収対象外となる医療扶助者数及び設定理由について**

徴収対象外となる医療扶助者の数値は持ち合わせていないが、徴収対象外となる範囲の設定は国の規定、通知に準拠したものである。

《意見》

* 医師会や歯科医師会などの協力を得て、広く周知してほしい。

* 初診加算料の導入は医療保険制度そのものを危うくするものと考えており、本議

案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第177号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 認定高度保安実施者となる事業所数について

本市が所管している事業所のうち、対象となる事業所は市内に4つあるが、現時点で認定を受けている事業所はない。該当する4事業所から今後申請があった場合には、認定高度保安実施者となり得る。

* 労働者及び地域住民の安全確保について

認定高度保安実施者は、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足等の産業保安分野における環境の変化に対応するための制度である。テクノロジーを活用しながら、自立的に高度な保安を確保できる事業者として、経済産業大臣の厳しい審査の下で認定を受けた事業者であり、維持管理の高いスキルを有し自主検査を実施するものである。また、認定後も、定期的に国が立入検査を実施するとともに、重大事故や不適切な事象発生時に重大な不備が認められた場合は、認定の取消しも可能な制度となっている。

本市としては、立入検査等で保安状況が適切に維持されているかを確認し、事業所の安全レベルが低下することのないように注視していく。

* 定期自主検査記録の届出について

定期自主検査は事業者が実施するものであり、本市への届出はない。

なお、定期自主検査は高圧ガス保安法に基づくものであり、高圧ガス保安法の事務は平成30年4月から実施している。

《意見》

* 事業者任せの自主保安を進めるものであり、国や自治体の管理監督機能を後退させると考えている。労働者及び地域住民の安全性の確保に懸念があるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第188号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定評価委員会における財務分析について

公認会計士から応募団体それぞれの財務分析について所見が出されたもので、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団については、収支差額が低下傾向にあるものの資金収支の安全性に問題が生じるという段階ではなく、事業活動の効率性は安定的に推移しており、財務状況の健全性については過去3年とも良好な状況であるという評価であった。

株式会社エルチェについては、資金収支の安全性については特段の異常は認め

られず、事業活動の効率性は令和2年度の営業赤字から回復しており、積極的な評価はしばらくものの安定的に推移している。財務状況の健全性については、自己資本比率が低く借入金比率が高いため、社会福祉法人と比較すると劣る面はあるものの株式会社としては十分な資金が確保されているという評価がなされた。

*** 財務分析を用いた評価方法について**

選定評価委員会の中で公認会計士から応募団体の財務分析評価を説明し、その説明を受けて選定評価委員が評価項目の点数を付けるという流れになる。

*** 財務分析をしていない項目に対する評価方法について**

株式会社エルチェは非上場の株式会社のため、資金収支計算書及びキャッシュフロー計算書の作成がなく財務分析を行っていないが、事業活動の効率性と近似していることを持って、安全性に問題がないという公認会計士による総合所見を受けて、選定評価委員が判断している。

*** 応募団体自身についての評価における点数差について**

応募団体自身についての評価の項目の中で、安定的な財政基盤を有していることという項目があり6点の差が生じているが、内容としては株式会社エルチェの点数が普通であり、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団がやや優れているという評価であった。

*** 直営から指定管理者に移行した際の準備金について**

正確な数値は持ち合わせていないが、指定管理者へ移行する際の準備金は、1億円程度であった。

*** 財務分析の比較基準について**

株式会社と社会福祉法人の財務分析を比較する基準は、特段設定していない。指定管理者の応募団体には様々な法人形態があるが、法人形態によって財務状況の見方は一様ではないことから、財務分析の整理に課題があると認識している。

*** 選定事業者の過年度における指定管理実績及び仕様書の変更点について**

選定事業者は過去2期10年の指定管理期間においても指定管理を行っている。第1期、第2期の仕様書の内容について、変更点は少なかった。

*** 仕様書に関する議論について**

選定事業者との意見交換の場において、仕様書のアップデートについて話している。また、約2週間前のPPPプラットフォームにおいて、仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるといった意見も出されていた。

*** 応募団体の提案に対する評価について**

株式会社エルチェの提案については、積算を細かく実施しているところが高く評価された。一方、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団については、他機関との連携、課題の把握や重点的な取組の考え方が適切であったという点が高く評価された。

*** 支援が必要な子どもを早期発見する取組について**

現行、療育センターにつながる主な相談ルートは区役所で実施している検診であり、株式会社エルチェからは1歳半健診での早期発見という提案があった

が、現行と同等と考えている。

* アウトリーチの実施状況について

アウトリーチには、保育所等訪問支援と地域支援の2種類の手法がある。

保育所等訪問支援は、国からの法定給付を財源とし、療育センターと対象となる子どもの保護者が個別に契約し、学校や保育所等に対象者の特性を踏まえた環境調整等を支援する。一方、地域支援としてのアウトリーチでは、指定管理料を財源とし、療育センターが独自に地域を回り保護者や保育所等からの要望を受けて、子どもやその周りの子どもも含め対応することが可能である。

いずれも同様に子どもへの支援を実施しているが、地域支援のほうは汎用性が高いこと、また個別の契約手続が不要となる点から実施状況に差異が出ているものと考えている。

療育センターについては待機期間が長いという指摘もあったが、令和3年度の子ども発達・相談センター開設により待機期間の改善が見られたことから、アウトリーチ支援に力を入れていくこととした。

* 応募団体におけるアウトリーチの取扱いについて

株式会社エルチェからは、個別に専門家を配置し通所・通園する形での提案があった。

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団からは、学校とのアウトリーチのモデル事業を開始したこと、保育園・幼稚園におけるアウトリーチを進めていくという提案があった。

* 過去10年間における訪問支援の実施件数について

10年間の資料を持参しておらず示せないが、令和4年度の保育所等訪問支援の実施件数は10件である。また、地域支援の実施件数は260件、そのうち学校訪問は110件である。

* 応用行動分析を取り入れた療育を実施する考えについて

選定事業者は、現行、応用行動分析を取り入れた療育をしておらず、次期についても同様となると考えている。療育支援の方法については、対象となる子どもの家庭環境を含め、個々の状況に合わせた対応が必要と考えており、その観点で療育支援をしている。

* 療育支援の考え方について

療育支援の考えは法人によって様々であるが、よりよいものを取り入れたいという思いから、4療育センターで開催している療育センターの在り方検討会において取り組んでいる。

療育において、生活モデルと治療モデルの組合せは必須であると考えている。進化するエビデンスをいかに取り入れるかについては療育センターも取り組んでいる最中であるが、今後行政も加わって、川崎の療育の在り方を検討する必要があると認識している。

* 今年度から始めたモデル事業について

従前、療育センターを利用する子どもの8割から9割が入学前幼児であり、相談件数が多くアウトリーチ支援の対応ができない状況であった。子ども発

達・相談センターの開設により療育センターの負荷を軽減し、療育センターを必要とする子どもの支援充実に取り組んでいるところである。そうした中で、学校等に関わっていくため、学校訪問などを実施したところである。

*** 貸付金制度等の活用について**

様々な制度の活用により事業者の参入意欲拡大につながると考えている。グループを組む等の参入時に想定できる形態についても、研究していきたい。

*** 選定評価委員の在り方について**

選定評価委員として継続して携わることで、過去の経緯を把握して評価できる良さがある一方、マンネリ化の懸念があることは承知しているので、引き続き委員構成等について整理していきたい。

*** 資料要求に対する答弁について**

資料要求のあった議事録は現在作成中であり、所管部署が異なるため、提供する内容について関係部署との連携が必要という意味で答弁した。資料提供を断るものではない。

《意見》

* 地域支援という集団療育の中でも個別療育に取り組む工夫について、事業者としっかり議論するとともに、現場の課題を制度所管部署において把握、整理して取り組んでほしい。

* 財務分析の比較について、より客観的かつ公平に見える工夫をしてほしい。

* 貸付金制度の活用など事業者の新規参入機会の拡大に向けた制度設計を適切に行ってほしい。

* 子どもと施設スタッフとの信頼関係が重要であり、指定管理者では継続性に問題があると考えている。指定管理者制度の導入そのものに反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第189号 川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 実績評価点の内訳及び加点理由について**

過年度の実績評価について、平成30年、令和元年がB評価で各5点加点、令和2年・3年・4年がA評価で各10点加点となった。1,050点満点の評価のうち、5年間で8パーセント、84点分が実績評価点として加点となっている。

仕様書では、点字関係業務、視覚障害者の生活相談支援、点字翻訳者等の指導育成等を求めている。仕様書に沿った事業であっても、例えば、新川橋病院や聖マリアンナ医科大学との連携から、地域の眼科医等へセンターの情報を広めるなど、先行した取組が評価されたと認識している。

また、事業者提案の部分としては、DVD映画の音声ガイドライン製作やボラ

ンティアの養成、ヨガ教室や音楽鑑賞会などのイベントを独自開催している。

*** 実績評価点による競争性及び公平性への影響について**

新規参入事業者に対する実績評価点の加点はないものの、今回の公募については、市ホームページのほか福祉新聞への掲載や全国社会福祉協議会を通じた広報、全国の点字図書館への電話連絡と幅広く周知をした結果、応募者が現指定管理者の一者のみであったものであり、実績評価点による影響はないと考えている。

*** 応募事業者を増やす取組について**

緊張感を持って運営してもらうため公募による競争は必要と考えており、今回の公募については、全国社会福祉協議会を通じた広報や全国の点字図書館へ電話連絡するなど幅広く周知した。

*** 令和4年度備品管理の評価が低い理由及び改善状況について**

現指定管理者による備品管理は定期的に点検が実施されていたものの、令和4年度に財産管理する備品を市へ報告せず廃棄した事案が発生し、評価を2とした。備品の廃棄は毎年発生するものではないが、廃棄の報告が必要となることを指摘し改善された。

*** 過去5年間の収支計画に見られる増減理由について**

収支計画の増減については、設備のリース切れに伴うリース替え等によるものと考えている。職員の報酬については、昇給も含め適正に見込み設定しているが、点字図書作成予算は、ボランティアの高齢化により作成数が伸びず、結果として報酬が見込みを下回る状況となっている。

*** 当センターの認知度向上の取組について**

視覚障害者以外の方に対する当センターの認知度向上や視覚障害者への理解促進については、区役所への事業紹介、民生委員や郵便局職員等への周知に努めているが、更なる取組が必要と認識している。

*** 当センターホームページに掲載された交通アクセスについて**

最寄り駅からの安全なルートなど、利用者目線に立った交通アクセスとなるよう、当センターと協議し適切な掲載としていきたい。

*** 最寄り駅にある当センター案内図の点字表記について**

現在、最寄り駅にある当センター案内図に点字表記はないが、視覚障害者に必要な情報保障として、関係局等と調整をしていきたい。

《意見》

* 専門性から一者選定となる可能性が高い場合、選定評価の在り方を検討してほしい。

* 安全に安心してセンターへアクセスできるよう、拠点となる場所には点字表記の案内図を設置してほしい。

* 専門性かつ継続性が必要な業務であり、これまでの実績を踏まえ非公募を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第190号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 一者選定となった要因及び応募事業者を増やす取組について

3月頃から事前告知を始め、他都市で実績のある事業者に事業説明をしてきた。今回初めて介護情報サービスかながわを活用したお知らせも実施し、施設見学を行った事業者が1団体あったものの、応募に至らなかった。本事業は、地域に根付いたネットワークを有している事業者に運営上の強みがあることから、他事業者が応募しにくいものと推察している。

次期に向けては、仕様書の精査も含め、他都市実績のある社会福祉法人等の事業者働きかけていきたい。

* 実績評価点がマイナス評価となった理由並びに指導及び改善内容について

第3グループについては、令和2年度の収支がマイナスとなったため、第5グループについては、経費の報告書に誤りがあり訂正をしたため、それぞれD評価とし実績評価点がマイナスとなったものである。それぞれ指定管理者に指導し、文書等で改善点の報告を受けている。

* グループ間の評価点差について

同一法人であるため、基本は同点数となると考えるが、経費の組立ての部分など細分化された項目の中で評価委員によって点差を付けている場合がある。

* グループ間の情報共有について

同一法人であるため、法人本部での情報共有がなされているものと推定している。また、老人いこいの家が参加する各区の会議体の中で、情報共有を図っていく。

* 施設利用者の想定について

元気な高齢者の利用のほか、介護予防という視点で虚弱な高齢者の利用も想定している。

* 各施設における利用規制の設定方法について

各施設の利用規制は、指定管理者がその施設の個別の状況に応じて設定している。例えば、住宅と隣接する施設においては、カラオケはマイクを使用しないなどの独自ルールが設定されている。

* 二次避難所の位置づけ及び認識について

老人いこいの家は二次避難所に位置づけられているものの、運用面の詳細が定まっていない状況にある。指定管理者は、二次避難所という認識を持っている。

* 施設修繕の要望への対応について

修繕の要望を受ける仕組みは設けており、軽微なものは指定管理者、軽易工事は所管部署で対応が可能であるが、大規模な修繕の場合は予算確保や関係部署との連携が必要となるため、時間が掛かる場合がある。

* 本市事業と連携した取組について

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、顔の見える関係づくりや介護予防などに取り組むことを仕様書に記載している。認知症サポート養成講

座等については、既に取り組んでいるグループもあり、今後展開していくように聞いている。M C I スクリーニング検査については、今後指定管理者と協議していきたい。

《意見》

- * 施設修繕の要望が放置されているという声が寄せられている。時間が掛かることは理解するが、修繕時期の目途を利用者に伝えてほしい。
- * 様々な高齢者の利用を受け入れていると伝わるよう、ホームページの記載を見直してほしい。
- * 快適な活動をするために、施設の利用規制が多くならないようにしてほしい。
- * 会議体の設置にはこだわらないが、よりよい取組を全市に展開するとともに課題解決につながるようグループ間の情報共有、情報交換を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第191号 川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 一者選定となった要因及び応募事業者を増やす取組について

老人いこいの家と同様に、早めに事前告知を始め、他都市で実績のある事業者による事業説明をするなどしたが、結果として一者応募となった。次期に向けて、引き続き他都市実績のある事業者等に働きかけていきたい。

* ハラスメント対策の質疑が複数された経緯について

選定評価委員会においてハラスメント対策の質疑が複数された経緯として、特定のトラブル事象があったものではなく、全体の質疑の中で共通する項目という認識で選定評価委員が質疑されたものと考えている。

* 施設におけるトラブル事象の把握について

利用者から受けた苦情や要望については、指定管理者から報告を受ける仕組みはできているが、施設職員については、原則、事業者での対応となると認識している。市民サービスに影響を及ぼす内容となる場合、指定管理者にヒアリングするなどの対応も考えられる。

* 本市事業と連携した取組について

高齢者向けイベントがある場合は、各センターで広報することやイベント会場とすることが考えられる。例えば、デジタルデバイド対策として、スマートフォン教室について仕様書に位置づけている。また、かわさきTEKTEKのチラシの配架も行っている。

* 老人いこいの家との相違及び連携について

老人福祉センターは、老人福祉法に規定された施設である。老人いこいの家も、いずれも高齢者の健康の増進という目的で設置されているが、老人福祉センターは老人いこいの家の2、3倍の施設規模があり、各区に1か所であるため、老人いこいの家のほうが市民に身近な施設と考えている。また、老人福祉

センターでは、医師や看護師を配置した健康相談を実施している。

老人いこいの家で好評であった講座を老人福祉センターに取り入れるなど、相互に情報共有を図るとともに、連携について仕様書に位置づけている。

*** 利用者拡大の取組について**

新規利用の獲得は大変重要と考えており、イベント参加者に継続した利用を促すことや、SNSを活用した広報の充実等について指定管理者と協議していく。

*** 施設への交通アクセスについて**

中原区は交通アクセスが不便な立地であることから送迎バスの運行を行っているが、今後利便性が高い場所への移転も予定している。また、市民にとって利用しやすいセンターとなるように取り組んでいく。

*** 介護予防としての活用について**

高齢化社会における介護予防は大変重要と考えており、仕様書にも位置づけている。老人福祉センターは機能回復訓練を実施しており、作業療法士や理学療法士が対応している。

《意見》

- * 老人いこいの家と非常に近似した役割の施設であるため、運営の効率化などの視点で将来的な施設の在り方を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第197号 訴訟上の和解について」

《主な質疑・答弁等》

*** 和解勧告の背景及び解決金となった理由について**

和解勧告の理由については、裁判所から示されていない。本市の主張が一通り認められた一方で、道義的責任があるという指摘もあり、和解勧告という結果に至ったものと考えている。解決金という取扱いとなった理由についても裁判所から示されておらず不明である。

*** 当該医療行為に対する認識について**

心不全の治療として当該医療行為は適切であり、死亡との因果関係はないという本市の主張は変わらない。訴訟自体が長期となることが双方に負担であること、また訴訟になったことについて当時の対応を反省すべきと考え、和解に応じ再発防止に努めていきたい。

《意見》

- * 再発防止に心掛け今後の医療に生かしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決